

小城市立三日月小学校 給食運営委員会要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小城市立三日月小学校校給食運営要綱第3条に基づき、小城市立三日月小学校給食運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、小城市教育委員会の指導助言を受け、次の業務を行う。

- 一 学校給食の決定に関すること
- 二 学校給食に係る予算及び決算に関すること
- 三 学校給食の管理及び執行に関すること
- 四 その他、学校給食の運営に関すること

(組織)

第3条 運営委員会は、委員12名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- 一 三日月小学校の校長、教頭、主幹教諭、給食主任、保健主事、事務職員、
栄養教諭及び学校栄養職員、調理長 9名
- 二 三日月小学校育友会の会長、副会長 2名
- 三 小城市教育委員会の代表 1名

(役員)

第4条 運営委員会に、役員として会長及び副会長各1名並びに幹事、監査、会計各2名を置く。

- 2 会長は三日月小学校長、副会長は育友会会長とする。
- 3 幹事は、三日月小教頭とする。
- 4 監査は、第3条第3項及び第4項のうち、会長が運営委員会の承認を得て委嘱する。
- 5 会計は、三日月小学校事務職員とする。

(役員の仕事)

第5条 会長は会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 幹事は、会長の命を受けて会議を処理する。
- 4 監査は、会計監査にあたり、運営委員会において監査事項について意見を述べるができる。
- 5 会計は、会長の命を受けて給食費の収支について処理する。

(役員の仕事)

第6条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第7条 運営委員会は、会長が年1回以上招集する。

2 運営委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 運営委員会の庶務は、三日月小学校において処理する。

(補足)

第9条 この要領に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要領は、平成19年4月27日から施行する。

2 この要領は、平成22年4月27日から施行する。

3 この要領は、平成26年4月27日から施行する。

4 この要領は、平成27年4月27日から施行する。

5 この要領は、平成30年8月6日から施行する。